省エネ・工場メンテナンス月間情報誌

湘南から発信する 省エネ・メンテに関連した 問い合わせしたいと、 むずむずする情報誌

だに表たいおず

2021年 特別号 第23号

発行元:株式会社丸越 TEL:0467-87-1551

法令改正 溶接ヒュームが 特定化学物質に

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が作業者に神経障害などの健康被害を及ぼすおそれが明らかになりました。

法改正に伴う必要な準備! ~令和3年4月1日より施行開始~

- ① 全体換気装置による換気 令和3年4月1日より運用開始
- ② 空気中の溶接ヒューム濃度の測定 令和4年3月31日まで実施

- ③ 床の掃除 令和3年4月1日より運用開始
- 呼吸用保護具の使用 令和3年3月31日までに準備
- 5 特殊健康診断 ※経過措置あり 令和3年4月1日より運用開始
- 作業主任者の専任 ※経過措置あり 令和4年3月31日までに準備



関連法 関連規則

労働安全衛生法施行令・特定化学物質障害予防規則・作業環境測定法施行規則・ 作業環境評価基準等 出典:厚生労働省

株式会社 丸 越

製造業の省エネ・工事のことならお任せください!

丸越のHPは↓↓からチェック https://www.kk-marukoshi.com/

<担当> 中戸川(ナカトガワ)



溶接ヒュームの法改正にあたり 弊社がお手伝いできること

全体換気装置による換気

作業場の全体換気装置かこれと同等以上 の措置が必要

- ・全体換気装置・プッシュプル式換気装置・ 局所排気装置等、様々な方式の装置が対象 となります
- ・選定においては「空気中の溶接ヒューム 濃度の測定」にて、定められた基準をクリ アできる機器が必要となる為、作業環境に 応じた装置を検討する必要があります。









空気中の溶接ヒューム 濃度の測定

- ・新たな作業方法を採用しようとする時
- 作業方法を変更しようとする時

労働者の身体に装着する 試料採取機器等で測定し、 結果に応じて換気装置の 風量の増加等、措置を 講じて再度測定する必要 があります。測定結果は、 アーク溶接等作業を行わ なくなった日から3年間の 保存が必要です。



床の掃除器具の販売

- ・屋内作業場の床等を、水洗等で容易に 掃除できる構造にする必要があります。
- ・水洗等、粉じんの飛散しない方法で、 1日1回以上の清掃が必須です。





呼吸用保護具の販売

屋内・屋外問わず、金属アーク溶接等作 業を行う全ての作業場において、有効な 呼吸用保護具が必要

特に継続して金属アーク溶 接等を行う屋内作業場にお いては、「空気中の溶接ヒ ユーム濃度の測定」結果に 応じて最適な呼吸用保護具 の選定が必要です。1年以 内ごとに1回、定期的に呼 吸用保護具が適切に装着さ れている確認を実施し、そ の記録を3年間保存するこ ととされています。





お電話かFAXで ご相談ください!

溶接ヒュームが特定化学物質となるに あたっての対応は丸越にお任せ下さい!

来年4月1日に 向けて早めの準備を ご相談ください!

	お客様お問い	合わせ記入	欄	$ \diamondsuit \diamondsuit $	•
--	--------	-------	---	-------------------------------	---

今回の記事内容に関しまして、ご質問・ご不明な点などございましたら 下記ご記入の上、FAXして頂くか、電話にてお問い合わせ下さい。

- □ 溶接ヒュームの対策について相談したい
- □ 現場をみて提案してほしい

〒253-0061 神奈川県茅ヶ崎市 南湖5-16-17 丸越のHPはコチラ ⇒ https://www.kk-marukoshi.com/

お	名	前		

貴社名

ご住所 〒

電話番号

担当:中戸川(ナカトガワ) TEL:0467-87-1551

FAX:0467-85-2153